

## 知的財産管理法 (2単位)

担当者氏名 吉永貴大

### ◆学習・教育目標

近年、農業分野の技術やブランドを見直し、これらを知的財産として守り、活用する機運が高まっている。しかしながら、知的財産権の法体系は複雑で、独学での習得は困難である。

そこで、現役の弁理士である講師が、①法律の趣旨、②保護対象、③出願から登録までの手続、④その法律に特有の制度、⑤権利の効力、について実務的な観点から解説し、今後、自ら知的財産について取り組むきっかけにしてもらうことを目標とする。

### ◆取り扱う領域 (キーワードで記載)

知的財産権 \_\_\_\_\_ 特許 (発明) \_\_\_\_\_ 実用新案 (考案) \_\_\_\_\_ 意匠 (デザイン) \_\_\_\_\_  
 商標 (ブランド) \_\_\_\_\_ 品種登録 (植物新品種) \_\_\_\_\_ 不正競争防止法 \_\_\_\_\_ 著作権 (著作物) \_\_\_\_\_

### ◆授業の進行等について

	テーマ	内容	授業のねらいまたは準備しておく事項
1 2	農林水産分野の知的財産 (第1~2週)	・知的財産権の体系、農林水産分野の知的財産についての現状を把握する。	農林水産分野の技術やブランドが注目されているにもかかわらず、それに携わる人材が不足している。そのため、基礎的な事項から実務的な事項まで、幅広く講義を展開する。
3 4 5 6	特許法・実用新案法 (第3~6週)	・法律の趣旨、保護対象、発明や考案の発掘、従業員がした発明の取り扱い、特有の制度、出願から登録までの手続、権利の効力を習得する。	知的財産関連の書籍は基礎的なものから専門的なものまで多く出版されているため、事前に準備しておくとなれば、基礎レベルの書籍に目を通しておく。
7 8 9	商標法 (第7~9週)	・法律の趣旨、保護対象、商標の機能、指定商品・指定役務、商標の類否判断、特有の制度、出願から登録までの手続、権利の効力を習得する。	
10 11 12	種苗法 (第10~12週)	・法律の趣旨、保護対象、特有の制度、出願から登録までの手続、権利の効力を習得する。	
13 14 15	意匠法、不正競争防止法、著作権法 (第13~15週)	・農林水産分野に関する事項を中心に、それぞれの法律の概要を習得する。	

### ◆教科書及び資料 (授業前に読んでおくべき本・資料)

書名／著者／発行所 (発行年)  
 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

### ◆授業をより良く理解するために便利な参考書・資料等

書名／著者／発行所 (発行年)  
 産業財産権標準テキスト※第1回目の講義の際に配布予定

### ◆評価の方法 (レポート・小テスト・試験・課題等のウェイト)

小テスト (50点) × 2回

### ◆その他受講上の注意事項

本講義は単なる法律の知識を学ぶ講義ではなく、知的財産に関するスキルを身につける講義である。ある課題を出し、演習をしてもらう時間もあるため、受動的ではなく能動的な態度で受講することが望まれる。